

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス
感染症対策の再徹底について
計38枚（本紙を除く）

Vol.817

令和2年4月13日

厚生労働省老健局

総務課認知症施策推進室、高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先

TEL：03-5253-1111(内線3981、3983)

FAX：03-3595-3670、03-3503-7894

事務連絡
令和2年4月13日

各

都道府県
指定都市
中核市

 福祉担当部局
介護保険担当部局

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び認知症対応型共同生活介護事業所（以下、「有料老人ホーム等」という。）における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、別添のとおり、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」のうち、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」においてお示ししているところであるが、有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していることから、医師や看護職員の配置が必須となっていない有料老人ホーム等の感染拡大防止を図るため、管内の有料老人ホーム等に対して再度徹底を図られたい。また、その際、特に下記の点にも留意されたい。

記

有料老人ホーム等において、感染の疑いについてより早期に把握することが、感染拡大を防止する観点から重要であることから、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等の把握（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、利用している介護保険サービス事業所との情報共有等）を行うこと。

また、利用者について、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は、速やかに保健所に報告すること。

以上

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

このため、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、主に、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）等において、感染防止対策（咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）等
- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）において、感

染が疑われる者が発生した場合における留意事項
をお示ししてきたところである。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行い、同日付で改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、高齢者施設等における感染防止の徹底に関し周知徹底を行うこととされていることも踏まえ、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項も含め再度整理したので、別紙のとおりお示しする。

なお、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応等について、これまでお示しした事務連絡等を別添参考の通り整理したので、改めて参照頂き、適切に対応して頂きたい。